

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援策

令和2年10月6日現在

状況	支援策	主な内容	対象など	申請期限	相談窓口・問い合わせ先
【終了】令和2年3月～5月の売上が前年と比べて30%以上50%未満減少した	上川町経営継続支援給付金	売上減収額の範囲内で最大20万円	令和2年3月～5月の売上が前年と比べて30%以上50%未満減少した上川町内事業者	令和2年6月15日(月)～ 令和2年8月14日(金) 令和2年9月30日(水)	上川町産業経済課 商工観光グループ ☎01658-2-4058
【終了】令和2年3月～5月の売上が前年と比べて30%以上減少した		上下水道の補助 50%以上 全額補助 30～50%未満 1/2補助	令和2年3月～5月の売上が前年と比べて30%以上減少した上川町内事業者	令和2年7月6日(月)～ 令和2年8月14日(金) 令和2年9月30日(水)	
【終了】令和2年3月～5月の売上が前年と比べて50%以上減少した		従業員数に応じた給付金を給付	令和2年3月～5月の売上が前年と比べて50%以上減少した上川町内事業者 従業員数20人以上:1,000,000円 10～19人:500,000円—5人～9人:300,000円 4人以下:100,000円		
賃貸物件で営業をしている	家賃支援給付金	国の家賃支援給付金に上乗せ給付(建物のみ対象)	国の家賃支援給付金事業を申請・受給した上川町内事業者	令和2年7月30日(木)～ 令和2年9月30日(水) 令和2年12月31日	
【終了】新型コロナウイルス感染症対策をした	新型コロナウイルス感染症対策給付金	1事業所あたり20万円	農林水産業・金融・保険業・医療・福祉・政治・経済・文化団体・建設・土木・不動産業、町の指定管理を受けている事業者、町が出資している事業者を除く上川町内事業者	令和2年7月14日(火)～ 令和2年9月30日(水)	
【終了】道からの要請等で休業した(自主的に休業した)	休業協力・感染リスク低減支援金	法人は30万円 個人事業主は20万円	道の休業要請等(4/25～5/15)に協力し感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者	令和2年5月15日(金)～ 令和2年7月31日(金)	北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター ☎011-351-6469
【終了】道からの要請等で酒類を提供する休業養成施設を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行った		1事業者あたり10万円	道の酒類提供時間の短縮(4/25～5/15)に協力し感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者		
【終了】道の休業要請等を受け休業した	経営持続化臨時特別支援金(支援金A)	1事業者あたり10万円	道の休業要請等(5/19～5/31)を受け、対象施設の休業に協力し、「新北海道スタイル」の取組を実施する事業者	令和2年5月29日(金)～ 令和2年8月31日(金)	経営持続化臨時特別支援金コールセンター ☎011-350-7262
【終了】道の休業要請等の対象外だが、酒類の提供時間短縮(19時まで)に協力した飲食店		道の休業対象施設を除く酒類を提供する飲食店において、道の休業要請等(5/19～5/31)を受け、酒類の提供時間短縮(19時まで)に協力し、「新北海道スタイル」の取組を実施する事業者			
休業要請対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等によりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した	経営持続化臨時特別支援金(支援金B)	1事業者あたり5万円	道の休業要請等(5/19～5/31)の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等によりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している、「新北海道スタイル」の取組を実施し、国の持続化給付金を受給する事業者	令和2年5月29日(金)～ 令和3年1月31日(日)	

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援策

令和2年10月6日現在

賃貸物件でお店をしている	家賃支援給付金	月額2/3を6ヶ月分支給 法人は上限600万円 個人事業主は上限300万円	令和2年5月～12月において ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少	令和2年7月14日(火)～ 令和3年1月15日(金)	家賃支援給付金コールセンター	☎0120-653-930
売上が前年と比べて半減した	持続化給付金	法人は上限200万円 個人事業主は上限100万円	売上が前年同月比50%以上減少した事業者	令和2年5月1日(金)～ 令和3年1月15日(金)	持続化給付金事業 コールセンター (電子申請できない方は申請サ ポート旭川会場へ【要予約】)	☎0120-115-570
賃金が払えない	雇用調整助成金	休業手当等の一部	一部休業等により労働者の雇用維持を図った事業主	支給対象期間の末日の翌 日から2ヶ月以内 (例)7/1～7/31休業の申 請期限は9/30	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター ハローワーク旭川	☎0120-60-3999 ☎0166-51-0176
新型コロナウイルス感染症及び まん延防止のため休業し労働者 に賃金を払わなかった	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金	休業前の1日当たり平均賃金× 80%×(各月の日数-就労した 又は労働者の事情で休んだ日 数)	令和2年4月1日～令和2年9月30日までに新型コロナ ウイルス感染症で休業中の賃金が支給されなかった中 小企業の労働者 ※労働者が申請することも可能	令和2年7月10日(金)～ 令和2年12月31日(木) ※休業した期間により異 なります	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセン ター	☎0120-221-276
【終了】 テレワークを導入したい	働き方改革推進支援助成金	4企業あたり最大300万円	感染症拡大防止のため、テレワークの新規導入に取り 組む中小企業事業主	令和2年5月29日(金)まで	テレワーク相談センター	☎0120-91-6479
子供の世話で従業員が休業した	小学校休業等対応助成金	1日当たり8,330円 4月1日以降に取得した休暇は 15,000円	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話 が必要となった従業員に対して特別休暇(年次有給休 暇でない有給休暇)を取得させた事業主			
子供の世話で自分が休業した	小学校休業等対応助成金	2月27日～3月31日は1日当 たり4,100円(定額) 4月1日～9月30日は1日当 たり7,500円(定額)	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話 が必要となり休業した個人事業主	令和2年3月18日(水)～ 令和2年12月28日(月)	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター	☎0120-60-3999
家族の介護のために仕事を休ん だ労働者が居る	両立支援等助成金	休暇取得日数:合計5～9日 20 万円 休暇取得日数:合計10日以上 35万円	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話 が必要となり休業した個人事業主			
資金繰りのための融資を 受けたい	北海道中小企業融資制度	新型コロナウイルス感染症緊急 貸付 新型コロナウイルス感染症対 応資金	民間金融機関を通じた資金繰り支援 融資利率年1.0%—信用保証料補助 当初3年間実質無利子、要件により融資期間中の保証 料補助	令和2年4月1日(水)～ 令和2年9月30日(水)	北海道経済部地域経済局 中小企業課	☎011-204-5346
	日本政策金融公庫の融資	新型コロナウイルス感染症特 別貸付	当初3年間、要件により実質無利子	令和2年5月1日(金)～ 令和3年1月31日(日)	日本政策金融公庫事業資金 相談ダイヤル	☎0120-154-505
	商工中金の危機対応融資	新型コロナウイルス感染症特 別貸付			商工中金	☎0120-542-711
納税が困難	納税の猶予	国税の納税猶予	一時的に国税の納付ができない事情がある事業者	令和2年6月30日(火)又は 納期限のいずれか遅い日	札幌国税局	☎0120-291-675
		道税の納税猶予	一時的に道税の納付ができない事情がある事業者	令和2年6月30日(火)又は 納期限のいずれか遅い日	上川総合振興局課税課・納税課	☎0166-46-5100
		町税の納税猶予	一時的に町税の納付ができない事情がある事業者	令和2年6月30日(火)又は 納期限のいずれか遅い日	上川町税務住民課税務グループ	☎01658-2-4052
社会保険料が払えない	厚生年金保険料の納付猶予	厚生年金保険料の納付猶予	一時的に厚生年金保険料の納付ができない事情がある 事業者	毎月の納期限からおおよ そ25日後まで	旭川年金事務所	☎0166-25-5589
経営や資金繰り等について相談 したい	経営相談	事業主からの相談受付	経営や資金繰りでお困りの方		北海道経済部地域経済局 中小企業課(経営相談) 上川町商工会	☎011-204-5331 ☎01658-2-3111
雇用や資金について相談したい	労働相談	事業主からの相談受付	解雇や退職、賃金、労働時間など		北海道労働局労働基準監督署 旭川	☎0166-99-4703